

書の提出を受けた。しかし、平成23年3月8日以降は納付がなく、返済には至らなかった。

6 申立ての趣旨

相手方に対し、平成30年12月3日付にて催告したところ、相手方から伊賀市に連絡があり、今後の返済についての交渉を重ねるなかで、相手方は、未払金額を一括して支払うことが困難な実情があることを理由に分割での支払を求めた。

伊賀市は、相手方と未払の住宅新築資金貸付金を平成31年5月から平成61年11月まで毎月30,000円の返済を367回、平成61年12月21,810円の返済にて分割して支払うこと、分割金の支払を3回以上怠り、かつ、その額が90,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、直ちに強制執行の申立てを行うことで合意した。

そこで、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条に定める和解をすることにより、未払の住宅新築資金貸付金請求の債務名義を得て、支払に不履行が生じたときは、直ちに強制執行ができるものとするため、裁判書の和解勧告を求めて当該申立てをする。

7 和解遂行の方針

- (1) 当該和解に関する取扱方針については、当該和解における話合いの過程において、諸般の事情を考慮し、市長において定めるものとする。
- (2) 和解が整わない場合において、必要があるときは、訴えを提起する。
- (3) 訴えを提起した場合において、判決の結果必要があるときは、上訴する。